

奨学寄付のご案内

2021年9月

1. 奨学寄付金とは

本学が学術研究や教育の充実・発展のため、個人や法人等から受け入れを行っている寄付金です。大学の教育研究活動推進において極めて重要な役割を果たしています。

本学教員の幅広い研究を支え、研究成果を社会に還元できるよう、ご支援賜りたくご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます(寄附金募集要綱は最終ページに記載)。

2. 使途について

奨学寄付金の90%は直接経費として、教育研究を行うために必要な備品、研究材料等の消耗品の購入、研究旅費等に活用します。残りの10%は間接経費として、管理運営の経費に充てられます。

3. 寄付の方法

「奨学寄付金寄付申込書」を本学宛にご送付ください。申込書の記入例はP.3をご参照下さい。

本学に寄付の申込書が届いてから1週間前後[※]で、振込先が記載された「奨学寄付金受納書」をお送りいたします。

詳しくは「奨学寄付金寄付の手順」(P.2)をご参照下さい。

※年末年始等の一斉休業や、その他やむを得ない状況により、時間がかかる場合もございます。予めご了承下さい。

4. 税制上の優遇措置

個人や法人等からの本学に対する奨学を目的とする寄付につきましては、法人税法及び所得税法による税制上の優遇措置があります。

➤ 法人の場合

本学に対して行った寄付につきましては、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。

損金算入の方法には、「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」の2種類があります。

➤ 個人の場合

本学HP上に記載の「税制上の優遇措置」

(<https://www.teikyo-u.ac.jp/university/donation/tax-break>)をご参照下さい。

≪奨学寄付金全般についてのお問合せ≫

本部会計課 奨学寄付金担当

電話番号: 03-3964-1215

メール: ho-kaikei@teikyo-u.ac.jp

奨学寄付金寄付の手順

1. 「奨学寄付金寄付申込書」を以下宛先にご提出下さい(郵送可)。

《ご提出・お問合せ先》

医学部	提出先	帝京大学 本部会計課 〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1
	お問合せ	TEL:03-3964-1215(直通)
溝口病院	提出先	帝京大学医学部附属溝口病院 経理課 〒213-8507 神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1
	お問合せ	TEL:044-844-3333(代表)
ちば総合医療センター (提出先とお問合せ先が異なります)	提出先	帝京大学 本部会計課 〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1
	お問合せ	帝京大学ちば総合医療センター 経理課 TEL:0436-62-1211(代表)
八王子キャンパス	提出先	帝京大学八王子キャンパス 経理グループ 〒192-0395 東京都八王子市大塚 359
	お問合せ	TEL:042-678-3677(直通)
宇都宮キャンパス	提出先	帝京大学宇都宮キャンパス 会計チーム 〒320-8551 栃木県宇都宮市豊郷台 1-1
	お問合せ	TEL:028-627-7111(代表)
福岡キャンパス	提出先	帝京大学福岡キャンパス会計課 〒836-8505 福岡県大牟田市岬町 6-22
	お問合せ	TEL:0944-88-8659(直通)

2. 担当課より寄付申込書に基づき「奨学寄付金受納書」を郵送いたします。
3. 上記の書類がお手許に届きましたら、奨学寄付金受納書に記載の銀行口座へお振り込み下さい。
なお、奨学寄付金受納書の発行日前にお振込みされますと、税務上の特例(損金処理)が、認められなくなる場合がありますのでご注意願います。
4. お振込が確認でき次第、領収書と特定公益増進法人証明書(写)をご担当者様宛てにお送りいたします。但し、事務処理上、領収書の発行はお振込の翌月中旬頃になります。お急ぎの場合はご連絡下さい。
5. 出資を目的とした寄付に関しましては、寄付金控除の対象となりませんのでご注意下さい。

以 上

寄 附 金 募 集 要 綱

1. 寄附金の募集目的及び用途

目 的 学校法人帝京大学の設置する学校における教育研究の充実

使 途 学校法人帝京大学の設置する学校の校舎建築資金、
教育研究用機器備品、図書購入費、教育研究経費に使用

2. 寄附金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象

募集 目的額 特に設定しない

募 集 区 域 全国

募 集 対 象 上記募集目的に賛同する法人及び個人
ただし、学校の入学に関してなす寄附金は除く

3. 寄附金の募集期間

2022年11月25日から5ヶ年

4. 募集した寄附金の管理方法

学校法人会計内において寄附金収入として計上し、法人名義の銀行預金として管理する

5. 寄附金の募集に要する経費

募集活動を行わないため、特に必要としない